

住家被害認定調査におけるデジタル化の推進等に関する要望

災害に係る住家被害認定調査については、被災者が一日も早い生活再建ができるよう罹災証明書の早期の交付が求められているが、調査票の記入や調査後の判定結果算出作業及びシステムへの入力作業等に時間を要するなど、特に一次調査時に多大な労力と時間を要しており、その改善が求められている。

国においては、令和5年1月からクラウド型被災者支援システムの運用が開始され、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請やコンビニ等での交付が可能となったが、住家被害認定調査システムは含まれておらず、各自治体で個々にシステムを導入している状況となっている。また、大規模災害時には、自治体同士の応援による調査が実施されるが、自治体間のシステムの共通化が図られていないことから、直ちに調査に従事することができないなど支障が生じており、広域災害時に各自治体間で迅速かつ効果的な応援・受援を可能とするためには、国において、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築することが望ましい。

また、政府は、令和4年12月に「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定し、その中で、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能となる見直しが示されたが、災害時における住家被害認定調査の迅速化を図るため、デジタル技術の活用や民間調査内容と相互利用ができるなど、さらなる調査の効率化も重要である。

近年、集中豪雨等による自然災害が頻発化、激甚化、広域化しており、首都直下型地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が危惧されている中、災害発生時に適正かつ迅速に被害認定調査及び罹災証明書の交付を実施し、各種支援策を円滑に進めることができるよう、一刻も早く改善を講じられたい。

令和5年1月24日

全国市長会

防災対策特別委員会委員長

熊本市長 大西 一史